

## 会 員 に 関 す る 規 程

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人三重電業協会（以下「協会」という）の会員の資格等について定める。

(電気工事業)

第2条 定款第5条第1項第1号に定める「電気工事業」とは、屋内配線、架空配線、地中配線、動力設備、照明設備、避雷設備、受変電設備、自家発電設備、通信設備、弱電設備、火災警報設備、計装設備等にかかる工事業並びに電気工事用材料販売業をいう。

(会員)

第3条 定款第5条第1項第1号に定める「電気工事業を営む個人または法人」とは次の者をいう。

- 一 三重県（以下「県」という）の官公庁等に指名登録している者、県内で営業活動を行っている者。
- 二 電気工事業のほかに土木工事業、建築工事業を併せて営む場合は、各年度を通じての公共および民間受注額が、主として電気工事業による者。

2 正会員であって県内に本社を有しない者は、営業所、出張所等を設けるよう努めるものとする。

(入会申込)

第4条 定款第7条に定める入会申込は次の各項による。

2 正会員については、次のとおりとする。

- 一 申込書様式は、「入会申込書（正会員）」による。
- 二 推薦者は2名とし、内少なくとも1名は理事の中から、他の1名は入会后5年未満の会員を除いた正会員の中から選ぶものとする。

3 賛助会員については、次のとおりとする。

- 一 申込書様式は、「入会申込書（賛助会員）」による。
- 二 推薦者は1名とし、正会員の中から選ぶものとする。

4 推薦者は、入会申込者の事業規模、営業状況等を熟知し、必要に応じて理事会または総務委員会において説明を行うほか、入会者の入会后においても遺憾のないよう取り計らうものとする。

(再入会の停止)

第5条 協会に迷惑もしくは損失を及ぼして退会した者は、その翌年度から起算して5ケ年間再入会出来ないものとする。

昭和62年11月18日 制定

昭和63年12月21日 改正

平成2年9月5日 改正

平成6年5月13日 改正

平成9年9月12日 改正

平成30年7月17日 改正